

平成二十六年二月十三日提出
質問 第三三五号

北方領土における日口首脳会談の実現に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

北方領土における日口首脳会談の実現に関する質問主意書

本年二月八日、前日のソチオリンピック開会式に出席した安倍晋三内閣総理大臣は、ロシアのプーチン大統領と首脳会談を行った。安倍総理とプーチン大統領との会談は、第二次安倍内閣発足後すでに五度目になり、両者の間には確固たる信頼関係が築かれつつあり、日口間の未解決の問題である北方領土問題の解決に向け、確かな基盤ができつつあると考える。右を踏まえ、質問する。

一 今後の北方領土交渉にさらに弾みをつけ、北方領土問題を解決し、日口関係を飛躍的に発展させ、極東アジアはじめ世界に貢献する二国間関係をつくるため、未解決の地域、係争地域であると日口両国が認めている北方領土、国後島か択捉島においてプーチン大統領と首脳会談を行うべきと考えるが、安倍総理の見解如何。

二 ビザなし交流の枠組みは国務大臣にもあてはまるか。

三 北方領土において日口首脳会談を行うことに関し、たとえば平成二十二年十一月十二日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七六第一二三号）では「四島交流は現島民との相互理解の増進を目的とした枠組みであり、首脳会談のための訪問をこの枠組みの下で行うことは想定されていない。」との消極的な答

弁がなされている。安倍内閣としても、右と同様の認識を有しているか。

四 三の答弁には「想定されていない」とあるが、四島交流の枠組みの下で日口首脳会談を行うことは禁じられているか。またはそのような取り決めが存在するのか。

五 四島交流の枠組みにとらわれることなく、日口首脳の決断があれば、北方領土で日口首脳会談を行うことは可能であると考えるが安倍総理として、国後島、または択捉島で首脳会談を行うことをプーチン大統領に提唱する考えはあるか。

右質問する。